

# 令和3年第2回九戸村議会定例会

令和3年6月21日（月）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第3号）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 一般質問   | 1 久保 えみ子 議員<br>2 保大木 信子 議員                       |
| 日程第2  | 議案第1号  | 九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて   |
| 日程第3  | 議案第2号  | 九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて            |
| 日程第4  | 議案第3号  | 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて       |
| 日程第5  | 議案第4号  | 令和2年度九戸村一般会計補正予算(第11号)の専決処分に関し承認を求めることについて       |
| 日程第6  | 議案第5号  | 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて  |
| 日程第7  | 議案第6号  | 令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 日程第8  | 議案第7号  | 令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて    |
| 日程第9  | 議案第8号  | 令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて      |
| 日程第10 | 議案第9号  | 令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて     |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて     |
| 日程第12 | 議案第12号 | 九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例                              |
| 日程第13 | 議案第13号 | ふるさとの館条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第14 | 議案第14号 | 九戸村都市農村交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第15 | 議案第15号 | 九戸村手数料条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第16 | 議案第16号 | 九戸村総合開発審議会条例等の一部を改正する条例                          |
| 日程第17 | 議案第17号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて                             |
| 日程第18 | 議案第18号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて                             |
| 日程第19 | 議案第19号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて                             |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第1号)                            |

- 日程第 21 議案第 21 号 令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 22 委員会の閉会中の継続審査の件について
- 日程第 23 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 24 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 25 議会広報常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

◎出席議員（12人）

1番	古 館	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課	長	川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課	長	浅 水 涉 君
税 務 住 民 課	長	吉 川 清一郎 君
保 健 福 祉 課	長	杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課	長	中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
水 道 事 業 所 長		上 村 浩 之 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、2 人であります。

はじめに、6 番、久保えみ子さんの質問を許します。

6 番、久保えみ子さん

（6 番 久保えみ子君登壇）

○6 番（久保えみ子君） それでは、お許しをいただきましたので、通告しておりました質問事項について、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について、3 点お伺いします。

感染拡大の第 4 波は、東京、大阪だけでなく全国に広がり、岩手県の感染者も毎日続いています。二戸管内でも感染が発生しています。感染力が強く重症化リスクも大きいとされる変異株が全国で広がっています。そして、医療がひっ迫し入院も治療も受けられない患者が急増する事態となりました。また、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊も深刻になっています。

日本のワクチン接種数は世界 111 位、PCR 検査数は 140 位と遅れています。検査を怠ってきた結果、感染をコントロールできず、変異株を把握できず、医療崩壊を招き、多くの命が失われました。そういう中で、政府は、感染リスク専門家が指摘する感染拡大のリスクを無視して、五輪・パラリンピックの開催に固執していますが、限界に達している医療現場では、確実にコロナ感染が増えるオリンピックに、「もう無理」と悲鳴を上げています。

政府分科会の専門家の会長は、オリンピック開催によって、全国から競技会場に述べ 310 万人ともいわれる観客が移動することや、競技会場の外で行われるイベントに観客が集まることや、夏のお盆などの休みで感染を避けようと都会から地方への人の流れが起こることなどを指摘しています。国民に対して、自粛と我慢を求めながら、感染拡大の大きなリスクを抱えるオリンピックだけでは何が何でも強行しようとしているのを見ると、オリンピック優先ではなく、命を守るた

めにコロナ収束の対策に集中して取り組むべきだと強く思えてなりません。

村での感染者は幸いなことに発生していませんが、引き続き、村としてコロナ対策に集中して取り組んでいくことが必要です。

その一つ目として、ワクチンの安全・迅速な接種が極めて重要です。その取り組みの強化や課題等について、伺います。

ワクチンは感染症に対する免疫をつけたり、免疫を強めます。新型コロナのワクチンの主な目的は、重症化を抑えることです。新型コロナは、高齢者ほど重症化しやすいことが分かっています。その重症化を抑えるために、まず、高齢者の接種を優先しています。接種の順番は、高齢者の次が基礎疾患のある人、その次が一般の人です。ワクチン接種が開始されましたが、ワクチン接種の計画も体制も自治体に丸投げされています。特に、接種の予約方法が、高齢者には難しすぎるものとなっていますし、ワクチン接種を受けるためにさまざまな面で高齢者が苦勞しています。改善が必要になっています。

政府は、「高齢者は2回目接種を7月末完了」として、自治体に号令をかけていますが、医師・看護師の確保など、接種体制への支援策は立ち遅れていると思います。ワクチンの安全・迅速な接種を進める上で、どんな課題があるのか、高齢者などに苦勞を掛けない対策など、どのように取り組んでいこうと考えているのか伺います。

二つ目は、PCR検査の重要性です。無症状感染者、初期症状感染者を見つけ出し保護することは、感染力が強い変異株が広がる下で、ますます重要になっています。PCR検査をすることによって、無症状感染者を隔離・保護し、感染拡大を抑えることができます。変異株の状況もつかめます。高齢者施設、保育園、学校などの職員の社会的PCR検査を定期的実施することが求められていると思います。

また、検査を希望する村民に、誰でも無料で検査をできるように支援することも必要ではないでしょうか。ぜひ、村独自の対策として、検査等による感染防止に取り組んでいくことが重要だと考えますが、村長の見解を伺います。

三つ目は、コロナ禍による売上減少で苦しんでいる事業者へのさらなる支援が必要になっている状況にあります。事業者から現在実施されている高齢者世帯への弁当の宅配サービス事業をこれからも継続してほしいという声が寄せられています。また、集会等での飲食が自粛されているため、酒類をはじめ売り上げが減少し続けているという声も寄せられています。売上減少で苦しんでいる事業者への支援が求められています。村としての今後の対策を伺います。

また、感染拡大と緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の経済的影響は全国に及び、特定の業界・業種だけでなく、すべての中小企業・個人事業主に深刻な打撃となっています。十分な補償は、経済対策、生活防衛策であるとともに、感染

拡大を抑止する上でも必要不可欠な対策として、2回目の持続化給付金等の支給を国に求める必要があると思いますが、村長の見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えしますが、その前に通告内容を越えた質問がありますが、もう少し通告内容を詳しく事前にいただければ、適切な答弁ができると思いますので、よろしくお願いします。

用意した答弁をさせていただきますが、まず、1点目ですけれども新型コロナウイルス感染症という、未だかつて経験したことのない国家レベル、世界レベルと言ってもいいかもしれませんが、緊急事態の克服に向けましては、ご指摘のとおりワクチン接種が最大の決め手となるものと認識しております。

現在、施設入所者の方も含めまして、高齢者対象に鋭意ワクチン接種を進めておりますが、元来、医療資源に乏しい県北地域におきましては、医師等医療スタッフの確保が大きな課題となっております。

このような中、岩手県医療政策室から広域接種の要否、必要か否かということについての打診が二戸市にありまして、二戸市長の働きかけで、これを受けまして去る6月15日の夕方に、議会の初日でしたが、急きょ、夕方5時から二戸市役所に管内4市町村の首長が集まりまして、協議の場を持ったところでございます。

各市町村とも、高齢者に対する7月中のワクチン接種の完了が現時点において厳しい状況にあるということでございまして、県の申し出を、せっかくの申し出でございまして、この際受け入れましょうということで、いろいろ議論がありましたけれども、せっかく県から申し入れがあったんだから受けましょうということで一致したところでございます。これから具体的な細かいことは、事務方でやりますけれども、今お知らせできる部分では、具体的に「なにゃーと」を会場に7月3日、4日の土曜日、日曜日でございますが、にかけて、県で手配していただく医師・看護師の医療チームを派遣していただきまして、1日当たり400人、管内ですけれども、1日当たり400人。2チームの派遣が実現すれば800人に接種が可能となる計画のようでございます。

これを弾みにいたしまして、行政報告でも表明させていただきましたが、今後とも県当局、二戸医師会等に対し、さらなる支援要請を続けてまいりたいと考えております。

高齢者の申請手続きとか等々も質問なされましたけれども、私も今回の進め方、初めての経験でしたが、なかなか電話してもつながらないとか、いろいろな、何て言いますか、一生懸命やっているわけですけれども、うまくいかなかった部分があることは認めてお詫びしたいと思います。

2点目の質問についてでございますけれども、次に、施設等で働く職員へのP

PCR検査の実施に関するお尋ねでございますが、県内の医療機関や介護施設においてもクラスターが発生するなど、予断を許さない状況となっております。こうしたケースは社会生活にも多大な影響を与えるものと認識しております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、限られた医療資源の中で、症状のない方や感染者と接触のない方にまで、一律に検査対象を広げることで、地域医療体制に混乱を招きかねません。本当に対応が必要な人への影響が及ぶ可能性も排除できないということが懸念されますので、臨床的判断を経ない方へのPCR検査につきましては、現時点においては、残念ながら実施困難であるというふうを考えております。

次に、3点目に対する答弁ですが、令和2年度における本村の新型コロナウイルス感染症の影響による村の支援といたしましては、九戸村商工事業者経営継続支援事業。九戸村地域企業継続支援事業。それから、プレミアム付商品券交付事業。高齢者世帯への配食サービス事業、これは今の議会にも補正予算を提出させていただいておりますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策クーポン発行事業等を実施いたしまして、事業者の売上減少や家賃の支援、個人消費の喚起を行ってきたところでございますが、本年度においても依然として改善の兆しが見えない状況でございます。特に飲食店におきましては、経営状況が厳しいと認識しております。

村といたしましても、支援事業の継続が必要と考えておまして、先ほど申し上げましたが、6月に終了予定であった村内飲食店による高齢者世帯への配食サービス事業を、9月まで継続するため補正予算を計上させていただいております。

今後、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等の動向を見ながら、必要な支援策を逐次検討してまいりたいと考えております。

また、国の持続化給付金の申請は、令和3年2月15日で終了しておりますが、事業者救済のためにも事業を継続いただきたいと考えております。このことに関しましては、去る6月1日に行われましたが、岩手県町村会政務調査会において、これらを強く要望することで、すべての町村長の意見の一致を見たところがございますので、今後、国に対し強く要望してまいります。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子さん

○6番（久保えみ子君） ありがとうございます。

コロナ対策も一生懸命やっただいていいるということは、私もそう思っておりますので、これからもワクチン接種、そしてその他の対策がスムーズに、村民のためになるように進めていただくようお願いして終わります。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、6番、久保えみ子さんの質問を終わります。

次に、7番、保大木信子さんの質問を許します。

7番、保大木信子さん

(7番 保大木信子君登壇)

○7番(保大木信子君) 議長の許可をいただきましたので、通告しておりました3項目について、質問させていただきます。

はじめに、オドデ館の経営についてです。

オドデ館は、令和4年4月リニューアルオープンに向けて着々と準備が進められていることと思います。売場面積を広げ、品物が多く並び集客、増収が期待される場所でもあります。そのためにも出品生産者と振興公社の関係性が重要になってくることでしょう。集客促進により、出品生産者・事業者の売上拡大を図るためにも改善が必要だと考えます。

また、レストラン部門の経営は急務だと思われれます。利用されている顧客から私にも声が届いております。最近、味が落ちたと。九戸村の顔でありますオドデ館レストランは、やるからには、品数は少なくとも味にはこだわりをもって経営していただきたいと考えます。

村民の所得向上も目的とした産直施設、高齢化が進み出品が困難になってきている方が見受けられます。振興公社で、その方々の野菜を買い取り販売することはできないのか。また、オドデ館に運べないなら集荷し販売することも必要ではないかと、私は考えます。

以上を踏まえて、2点お伺いします。

振興公社のこれからの方向性について。2点目は、リニューアルに伴い出品者の確保が必要と考えるが、高齢化が進み出品が困難になりつつある。そのことをどのように捉えているのかを村長に伺います。

○議長(櫻庭豊太郎君) 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長(晴山裕康君) お答えします。

まず、1点目でございますけれども、本村において、村内の生産者の方や事業者が売り上げを拡大し、所得を向上させるとともに、雇用の受け皿となっていくことが、おっしゃるとおり公社の役割であると認識しております。

また、入浴施設のように、村民への福祉施策の一環として位置付けられるものや交流を促進するための施設の管理運営も公社に課せられた役割でもございます。このため、本年度から、抜本的に見直しまして公社の事業を前者に言う、いわゆる「収益部門」と後方で述べた「受託部門」に区別して、分かりやすくしたいというふうに考えております。

「産直施設オドデ館」や「レストラン」、「甘茶工場」を「収益部門」と位置付けます。原則、独立採算で赤字の解消と売り上げの拡大をめざし、村内生産者や事業者の売上向上と雇用の拡大に貢献してまいりたいというふうに考えております。

それから、「ふるさとの館」及び「ふるさとの湯っこ」、それから「コロポック

ルランド」、「ナインズファーム」、「道の駅」等々につきましては、いわゆる「受託部門」として、村の委託料の方を主要な財源として適切に運営してまいりたいというふうに考えております。

レストランの味でございますけれども、その点に関しましては、私の耳にも入っております、非常に憂慮しておりますが、できるだけ早く改善するように、指示はしておりますが、今、地域おこし起業人でお出でになっているフードプランナーの方々のご助言を得ながら、本当に不特定多数の方々が寄っていただける施設でございますので、やはりおいしくないものを出すというのは、まったく言語道断だというふうに思っております。

2点目のことでございますが、産直施設オドデ館に出品している生産者・事業者の組織でございます「オドデ館友の会」の会員は、5月末現在で67人となっております。そのうち、実質的に出品が滞っている会員の方は、昨年度で17人に増えていると伺っております。

このため、将来的に、オドデ館の商品不足が懸念されておまして、友の会といたしましても新規の会員募集を行っているところでございます。チラシが回っておりますのでご覧になっているかと思っておりますけれども。

一方で、既に会員として出品している生産者・事業者の中には、これ以上、同じような商品が増えても自分の商品が売れ残るのではないかと、会員を増やすことに反発する声があることも確かなようでございます。共倒れという言葉もあるわけでございます、そのような懸念を持つことも理解できないわけではございませんが、開かれた出品者が新規参入しやすい環境を作り出して、できるだけ多くの村民の方の所得向上につなげてまいりたいということを課題として取り組んでまいりたいと思っております。

村といたしましては、まず、オドデ館の増改築によりまして、生産者・事業者の方がゆとりをもって出品できる十分なスペースを確保していきたいと考えております。

また、オドデ館への集客を一層促進することで、生産者・事業者の売上拡大につなげ、生産者・事業者の方が自ら数多くの商品を出品したいと思えるような生産意欲・事業意欲を喚起してまいりたいと考えております。

まだ、発展途上でございますので、もう少し応援していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 再質問させていただきます。

オドデ館で出品するためには、友の会の会費として5万円出費しなければなりません。そういうこともいろいろ考えていかなければならないと思っておりますので、リニューアル前までに出品者と振興公社との前向きな改善の話し合いが必要では

ないかと考えていますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） まさに私もそのところが一つの何て言いますか、障害と  
いいますか、なってもいるのかなというふうに思っております、担当の方に、  
いずれ先ほども申しましたが、開かれた組織にして新規参入しやすい環境を整え  
たいという一本の筋は考えておりますので、具体的にはどういう形でやっていく  
かというのはこれから詰めていきますが、いずれ、ああいう施設は本当に九戸村  
にはあそこにしかないわけですから、今のところ。多くの村民の方が出品しやす  
い方向に持っていきたい。

ただ、友の会は友の会で当然、今出品なさっている方々の思いというものがある  
わけでございまして、この辺が人間社会というのは非常に多様なものでござい  
ますから、どのように落としていくかというのが課題であろうと思っております、  
いずれ開かれたものにして、新規参入しやすい環境を整えたいということござ  
います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。

2項目目として、福祉の充実について。

1点目、生活支援ボランティア「ご近所すけっ隊」の活動が少しずつではあり  
ますが、スタートしております。高齢者の多い九戸村にとって、この活動はとて  
も良い生活支援団体だと思っております。しかしながら、軌道に乗るためには資  
金が必要です。

村長は、この拠点をこれから戸田地区、江刺家地区にも作っていきたいと述べ  
られていたように記憶しておりますが、資金はどのように考えておられるのか、  
見解を伺います。

2点目は、高齢者家庭におけるごみ出しが困難になってきているのが現状です。  
国では、高齢者ごみ出し支援制度を導入して、高齢者世帯から戸別にごみを回収  
したり、ごみ出しが困難な高齢者に代わってごみ出し支援を行う自治会・支援団  
体に対して補助金を支給し、活動を支援する制度があります。村では、どのよう  
な支援を考えているのかを伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

まず、1点目でございますけれども、生活支援ボランティア「ご近所すけっ隊」  
につきましましては、令和元年度から生活支援体制整備協議体というものを設置いた  
しまして、生活支援に関する検討を進めてまいりました。

また、令和2年度には生活支援ボランティアの養成講座の実施や空き店舗を活用した拠点の選定、組織メンバー等による拠点の整備を行ってまいりました。ご案内のとおり、ふれあい広場の向かい側です。

生活支援ボランティアの活動は、労務とならない1時間以内の軽微な支援を目的としておりまして、具体的に申しますと、草刈りとか庭木の手入れ、まさにごみ出し分別、除雪や給油、灯油の給油ですね。家事のお手伝いなどを想定しております。この支援に対し100円から500円の範囲で利用者の方から謝礼という形でいただきまして、そのうち半額を個人に、半額を団体収入とする現時点での計画であります。

また、ボランティアの皆様にとりましては、介護予防というものに資する活動でもあることから、村の地域保健福祉活動支援事業による補助金を活動資金として見込んでおりますが、この事業は初めての試みでございますので、団体の運営費や活動費に不足が生じる場合には、随時検討を加えたいと考えております。

いずれ、私が申し上げているとおり、ウーダ・ループという、現状を見てそれをどんどん改善していくんだ、アップデートしていくんだということでございます。

そして、施設の運営に係る費用に関しましては、動き出してから当面の間は、村が主体となって水道光熱費などの経常経費を負担する予定でございますが、将来的にはボランティア団体を受け皿とした補助又は委託事業により、運営を移行していくことを想定しております。

江刺家、戸田地区への拠点づくりにつきましては、現状を見ながら随時、検討をしてみたいというふうに思っております。

2点目のご質問ですけれども、高齢者家庭でごみ出しに難儀している件に関しましては、昨今、全国的な課題とされ、私も身近に見ておりますので、本当に大変そうだなと見ておりますので、自治体ごとに対応に乗り出している状況にあるようでございます。先ほどおっしゃったとおりでございます。

当村といたしましては、先程の答弁と重複いたしますが、近々活動をスタートさせる生活支援ボランティア「ご近所すけっ隊」の皆さまのご協力の下、高齢者等のごみ出し支援を進めてまいりたいと考えております。

それに、本年度の予算にもありますけれども、ゴミステーションですね、ああいうふうなものを、いずれそういうふうな流れでございます。いずれ、住民の方の負担を軽くして本当に住み良い、住みたい村にしていきたいということでございます。

加えてまして、この支援は一人暮らし高齢者の安否確認ができるという観点からも、高齢者福祉にも寄与するものであるとも思われますし、この活動が呼び水となって、住民同士がお互いに助け合う、支え合う仕組みづくりがさらに進んで

いくことを期待しておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 高齢者の多い九戸村では、このような取り組みが大事です。早急に実行に移していただくことを申し添えます。

では、3項目目の質問に入らせていただきます。

教育環境の充実について、1点目は、教育長への質問ですが、18日の川戸議員、坂本議員の質問にお答えになったことで十分ですが、重複して申し訳ありません。保護者を対象とした懇談会ではどのような意見が出されたのか、再度お伺いします。

2点目、私は保護者の方々と話す機会がよくあります。学校に求められているのは学力向上だけではないことは皆さんもご承知だと思います。学力向上だけならば、塾のようにマンツーマンまたは、少人数で指導を受ければ向上するかもしれません。しかし、保護者はそのことではなく、同学年の子どもたちと遊ばせたい、時には喧嘩をするかもしれないが、そんなときに別な友だちが慰めてくれるかもしれない、そんな人との関わりを大切にしたいと思っているのだと強く感じます。私もそう思います。同級生は、いくつになっても良いものです。学校建設に絡め統合を推し進めるのではなく、子どもたちの多くの関わりを提供してあげるのが教育ではないでしょうか。

学校建設にかかる時間をなくし、今すぐにでも統合する環境を整えてほしいと保護者は願っています。講演も必要かもしれませんが、教育に関心のある方々はいろいろな本を読まれたり、学んでいらっしゃると思います。講演を聞いていただける方、そしてそれを聞いて判断していただける方はどれぐらいいらっしゃるでしょうか。

村民の分断は、前回の教育環境を進めるに当たり、できています。どんな形をとってもここを埋めることは難しいと考えます。分断を回避しようとして時間をかけすぎて時期を逸することがある場合もあると思います。行った後にでも説明責任を果たせば良いのではないのでしょうか。

こうしてナインズミーティング2と題して、さまざま教育について意見を集約している教育委員会の意見を踏まえながら、最大公約数で考えていくしかないのではないのでしょうか。素晴らしい教育長を迎えられたのですから、今後の村の教育を委ねることも必要と考えます。

お伺いします。村長は、村民の理解を得られたら、統合などの方向を決めるとお答えになっていますが、どのような形で理解を得たと判断するのか伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

（教育長 岩淵信義君登壇）

○教育長（岩淵信義君） お答えします。

ナインズミーティング2につきましては、すでに教育行政報告でご説明申し上げたとおり、4月に山根小学校、それから3児童保育施設です、戸田保育園、それから伊保内保育園、ひめほたるこども園。これは2回やりました。2回目は保育園からの3つともをオーダーです。3つやってくれということで2回実施しました。

さらに、長興寺小学校につきましては先週行いまして、今週伊保内小学校、それと7月3日に江刺家小学校、13日に戸田小学校で実施する予定であります。その場で、教育委員会が出した資料は、県内、二戸地区、それから本村の複式学級を有する小学校の割合、それと令和10年までの小学校、中学校の児童生徒数。それと令和16年度までの中学校生徒数。さらに学級数による教員配置表などを資料としてお示しいたしました。そこで、保護者の方々にご自由に議論していただくという形をとりました。

これまで実施してきた経緯からすると、限られた参加者ということでありまして、村内の保護者全員ということではございません。もちろん。その中で、そういうことを認識していただきたいと思いますが、現状維持を望む声はありませんでした。議員おっしゃるとおり、一刻も早い統合・再編を望む声が多数でした。特に保育園、幼稚園、小学校低学年の児童園児をお持ちの保護者ほどその要求は強かったように思います。

なお、どのような意見が出されたかについては、詳細についてすでにお示ししているとおおり、議員の皆さま方にも報告をいたしたいというふうに教育委員会は考えております。

さらに、これまで実施してきた各会場からは話し合われた内容についてこれを公表してほしいという要望がありましたので、われわれとしては、何らかの形で村民の皆さまに公にするという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

かなり突っ込んだ質問をされましたが、ぜひ、そういう場合は事前に通告していただければいいなというふうに思います。

ちょっと、準備した答弁書で答弁させていただきますが、いずれ、統合については、私は、ですから何回も申し上げておおり、住民の合意がとられるところからどうぞやってくださいということです。それを阻止しようとか、そういうつもりはまったくございません。いわゆる住民の意思が一番大事でございます。住民合意というのが。

それから分断は、どうにもならないとおっしゃいましたが、私はそれにくみす

ることはできません。こういう小さい村で、分断したままで、九戸村というものが良い村になるとは思えません。したがって、この分断修復をするというのも、私に課せられた課題だというふうに思っております。そういうことは申し上げておきたいと思います。

今後、施設一体型などによる小中一貫教育のようなものが良いとする立場の専門家と小規模校でも良いとする立場の専門家など、いろいろな立場の専門家を招いて講演会、シンポジウム、パネルディスカッション等を重ねて開催し、理解を深めていただくということを教育委員会と確認しておりますが、そのようなことをした上で、理解を得られたかどうかを判断するためには、学校統廃合を含む方向性を問うアンケートに先立って、村民の皆さんが納得しておられるか、理解を得られたかどうかを確認するという、そちらの方のアンケートも必要なのではないかと考えているところでございます。

本を読んだだけで、分かったつもりになっても分かっていない場合が往々にしてしてあるんです。ですから、十分、まさに万機公論に決すべし、十分、勉強した上でというふうに、私は思っております。

いずれにいたしましても、開かれた話し合いの場というものが必要だと思います。どなたは要りませんか、そういうふうなことじゃなくて、本当に開かれた形の話合いの場で十分吟味して、住民の方々の合意するのを、合意するのをといますか、合意した上で統合を進めていくという、この部分を私は譲れない。金曜日の答弁でもお答えしましたが、分断したまま、お互いに不平を持ったまま統合してもいい学校ができないと思いますよ。私は。実際、あのときにも言いましたけれども、そういう形での統合小学校の学校長経験者からもそういうふうな話を聞いておりますので、やはりそれぞれがお互い納得した上でやらないと、それこそ、九戸村そのものが存在意義を失うと私は思います。そういう村に住みたいと思う人がいると思いますか。私はやはり、みんなが一つになって課題解決に向かって行く、そういうふうな村に住みたいと思います。

統合を望むところは繰り返しますけれども、すぐにでも進めても良いと思っておりますので、ぜひ、各学校で統合を進めたい人たちは、その合意形成を図っていただきたいと思っております。

これも従来から表明しているとおりでございますが、最終的にはやはり住民主導というものが望まれる、住民が納得する形で収めるということが、私は私のやり方でございます。懐を広く持って対処してまいりたいということでございます。

住民が十分納得する形をとらないと住民の分断を、分断したままでも良いという意見がありますけれども、私は分断は良くないと思います。教育課題以外にも多くの課題を抱える、この小さい村が、ワンチームになって課題解決に邁進しなければならぬときに、この教育問題だけを行政主導、あるいは私のトップダウン

ンで進めようとすることによって、村の行政運営に、教育行政だけじゃないんですよ、村の行政というのは。いろいろなものを進めていかなければなりません。

ですから、重大な支障をきたすことにもなりかねない。それこそ村そのものの存続が危ういものになるというふうに、私は本当に危惧しているものでございます。

繰り返しになりますが、施設一体型など小中一貫教育のようなものが良いとする立場の専門家と小規模校でも良いとする立場の専門家を招いて講演会、シンポジウム、パネルディスカッションなど、村民の学校教育への理解、それこそ世界的にはいろいろな教育方法というのものもあるんです。日本の教育だけが素晴らしいんではありません。多種多様な教育方法への理解を深めていただいた上で、2回になるか3回になるか「アンケート」を実施して、方向性を見出していくということでございます。

そういう丁寧な対応をしないまま、進めるようなことがあれば、いずれ、こういう小さい村の中で住民同士が疑心暗鬼に陥り、村を分断し、将来に禍根を残すことになるということが、ここ数年の村内の動静を見れば容易に想像がつくところだと捉えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 再質問させていただきます。

昔と現代とでは、教育のあり方がまったく違って来ています。今の保護者が望むことは、子どもたちが少しでも多くのことにかかわりを持たせて学校生活を送らせたいという一心だと思います。

このことに対しては、理解をどのように、じゃあ、村長は。それは保護者だけではないかもしれませんが、子どものことを考えたときに、やはり人と関わらせるといことが大事なのではないかと私は考えますけれども、世界は広いです。日本のどこに行くか分かりません。国外にはばたく人もいるかもしれません。物おじせず自分の考えを述べられる、それは人とかかわりでしか得られないことなのではないでしょうか。

すぐにでもしてあげられることはしてあげるべきではないかと私は考えますが、保護者の意見をどのように捉えますか。村長に伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） ですから、保護者の方の意志を無視していると言っているのではありませんよ。保護者の方が本当に望むのであれば、だからすぐ統合すれば良いと思います、それは。それは以前から言っていることです。

それで、それこそ私、議員時代に一緒に皆さんと、皆さんといっても新しい議員もいますけれども、鳥取でしたかどこでしたか、行ったときに中学校が町にはなくて、隣の町と統合した中学校やっているところがありましたよね。つまり、

大きければいいということであればですよ、例えば二戸の学校と統合するとか、そういう選択肢もないわけではないというふうに私は思います。

ですから、いま現在その、こういう小さい村の中で5つ小学校があるわけですが、幸い九戸村というところはですね、例えば伊保内に集まるとすれば10分以内でみんな集まりますよね。ですから、関わりを持たせたい、ナインズプランとかそういうことで集合学習みたいなものもありますけれども、そういうふうなやり方をいろいろ考えて、それこそ九戸村オリジナルの教育メソッドを確立するということが選択肢に入るんじゃないでしょうか。

ですから、国が示した適正規模というものに、九戸村も学校全部を一つにしたとしてもなりませんよ。残念ながら。だから、そういうふうなものを求める人はやはり都会に集まるんだらうなというふうに思います。逆にこういう小さい村でしかできないような教育をやって、それこそそういうふうな、例えば海士町なんかもそうですけれども、まちづくり推進地の海士町、ああいうところでもその地域に合った教育のあり方というものを模索して確立しているわけですから、教育というのはだから保護者の方、全員から私聞いたことがないんですけども、みんながみんなそう思っているのであればですよ。だから、すぐにでも統合すればいいんじゃないでしょうか。それについて私は反対するものではありません。そこは、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

ちょっと、舌足らずですけども、そういうふうな所感でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 隣の町に行くとかそういうことは考えていないです。

九戸村に合った、この生徒の中で最も良い環境を作ってあげればよいのではないかという意見で申し述べております。

ぜひとも、親御さんの、保護者の方の意見も聞きつつ、なるべくだったら早く人との関わりを少しでも多くできる教育環境を、学校建設を絡めなく考えていただきたいなど切望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、7番、保大木信子さんの質問を終わります。

これで、日程第1、一般質問を終わります。

ここで、10分間、11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時51分）

---

再開（午前11時02分）

◎議案第1号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

これより、議案審議を行います。

なお、議案第1号から議案第21号までの議案20件につきましては、6月15日

の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。ご了承願います。

日程第2、議案第1号「九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第2号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第3号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第5、議案第4号「令和2年度九戸村一般会計補正予算(第11号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子さん

○6番（久保えみ子君） 教えていただきたいのですが、繰越明許費補正の部分ですが、5月31日付けで繰越明許費繰越計算書をいただいておりますけれども、それと、今、出されている補正のところの項目、金額等々と合わせましたところ、計算書の方に載っているのと違うわけですが、その計算書の方に残っているものはどうなったのか、教えていただきたいです。

それと、この繰越明許になった部分は、3年度中に消化できる見通しなのかを教えてください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 今回の専決補正で載せております第2表につきましては、追加または変更のあったものです。変更のないものは、5月31日付けでご報告しております内容のものになります。

あと、実施できるかということをございますけれども、実施に向けて努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「令和2年度九戸村一般会計補正予算(第11号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第6、議案第5号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第7、議案第6号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第7号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第8、議案第7号「令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

---

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第9、議案第8号「令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第10、議案第9号「令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第11、議案第10号「令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第12号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第12、議案第12号「九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子さん

○6番(久保えみ子君) 九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例、新しいもののようにすけれども、中小企業者とは、あと、小規模企業者とは、それとその他支援機関とは、村で言えばどういうふうなところを指しているのか。もし、具体的にお示しいただけるのであれば、お示ししていただきたいです。

○議長(櫻庭豊太郎君) 副村長

○副村長(伊藤 仁君) 中小企業の定義でございます。中小企業は、資本金が3億円以下、または従業員が300人以下が中小企業でございます。

なお、小規模企業でございます。これは、従業員の規模でございます、製造

業の場合は 20 人以下。それから商業、サービス業の場合は 5 人以下ということで、九戸村におきましては、圧倒的に小規模企業、まさに個人事業者が多いということですので、基本条例におきましても小規模企業者に特化した施策を行うことがあるという条項を加えているところでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6 番、久保えみ子さん

○6 番（久保えみ子君） その他支援機関とは。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） その他支援機関は、たくさんあるわけでありまして。例えば、ここでは商工会だけ特出ししておりますが、商工会連合会がございまして。また、例えば県の支援機関であります中小企業団体中央会、いわて産業振興センター。それから、さらには例えばこれは金融機関とか大学、そういったところも含めております。いわゆる国、県等におきます中小企業支援のための支援機関をすべて網羅したつもりでございまして。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6 番、久保えみ子さん

○6 番（久保えみ子君） もう一つお願いします。

2 ページの方に、小規模企業者の特性に応じた支援というところがありまして、第 10 条、村は小規模企業者がその特性に応じた持続的な発展を図るため、特に必要な施策を実施することがある。これはどういうふうなことを想定しているのでしょうか。

それともう一つ、この条例を定めることによる村民の何のためになるのかをお知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 小規模企業者への支援につきましては、今後、商工会等々いろいろ精査していくことになろうかと思っておりますけれども、例えばまさにこの商店街の活性化、そういった部分に関しましては、まさにこの小規模企業者への支援ということになろうかなと思っております。

それから、基本条例の制定の趣旨でございまして。基本条例は、ご案内のとおり村の基本的な姿勢を明確にするものでございまして、基本条例とそれ以外の条例の違いというのは、まさに個別の具体の条例の前のいわゆる包括的な基本方針というものでございまして。15 日のときにもご説明いたしましたけれども、村としてはこれから定住を促進していくと、そういった部分におきましては、産業振興は欠くことのできない重要な要素だと考えております。

村といたしましても、支援機関と一緒にあって、そういう産業振興をすることによって雇用が増え、また、村民の所得が向上することになれば、定住促進につながることはできるのではないかとということで、基本条例を定めるものです。

ある意味で基本条例は、半ば宣言のような形でございまして。

- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ございませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 12 号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 12 号「九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 13 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 13、議案第 13 号「ふるさとの館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
6 番、久保えみ子さん
- 6 番（久保えみ子君） 一つ、お伺いいたします。宿泊料の利用者のところですが、和室も洋室もどちらもですが、高校生、中学生、小学生というところがありますが、今までに、これらの人たちが利用したことがありますか。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 移住定住担当課長
- 移住定住担当課長（川原憲彦君） 今までの宿泊につきましては、高校生等はクラブ活動等の合宿等がありますので、宿泊した経緯はあります。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 6 番、久保えみ子さん
- 6 番（久保えみ子君） そうしますと、その方々は今まで 2,000 円だったわけですが、今度から、もしそういうことで利用するとすれば、5,000 円になるわけでしょうか。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 移住定住担当課長
- 移住定住担当課長（川原憲彦君） 今回、お願いしている改正については、今お示した金額を上限としまして、指定管理者が価格については決定するということとなりますので、これまでに連泊いただいているケースとか、あるいは高校生、あるいは小学生等については、十分検討した上で、価格は設定させていただきたいと思います。
- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第13号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「ふるさとの館条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第14、議案第14号「九戸村都市農村交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第14号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「九戸村都市農村交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第15、議案第15号「九戸村手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「九戸村手数料条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第16、議案第16号「九戸村総合開発審議会条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「九戸村総合開発審議会条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第17、議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫君

○5番(中村國夫君) それでは、お伺いしたいと思います。

今回、ポンプ自動車1台購入しておりますけれども、入札されたと思いますが、入札に参加された業者は、何社ありましたでしょうか。

それから参加業者は、県内だけなのかどうか、お知らせいただきたい。

それからもう1点は、入札価格はいくらだったのか、お願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 入札に参加された業者は、5業者になります。入札参加者資格者名簿ということで、村の方に指名願いを提出されている業者になります。すべて県内の業者になります。

それから、入札価格ということですが、議案の方にお示ししているとおり2,750万円で、契約率といいますか、これは97.73%となります。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ございませんか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） このポンプ車の車両の大きさといいますか、車両についてお聞きしたい部分が一つと、それから絞り込む段階で、小型車とか、もう少し小さいものとか、そういうふうな候補が上がったのかどうか、その2点についてお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 全長が5.7メートル、幅が1.9メートル、高さが2.85メートルということで、現在第1分団に配備しているものよりはかなり小さなものとなります。そういった部分は、使いやすさ等、いろいろ協議して決定させていただいております。以上になります。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第18、議案第18号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） それでは、お伺いいたします。

今回、除雪ドーザ1台を購入されてございますけれども、先ほどもお伺いしたわけでございますが、業者は何社あったのか、お知らせいただきたい。

それから、ドーザの耐用年数、これは何年なのかもお知らせいただきたい。

それから、現在、九戸村にはドーザが何台常備されているのか、これについてもお知らせいただきたい。お願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） それでは、お答えします。

入札に参加した業者数でございますけれども、2社でございます。

次に、耐用年数でございますけれども、除雪車は特殊自動車の中の除雪車という括りでございます、耐用年数は4年となっております。

もう一つの点ですけれども、現在、除雪ドーザ対応しているのは、全部で4台となっております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子さん

○6番（久保えみ子君） 今ので、私もドーザが何台あるのかということをお伺いしたかったところが4台ということですね。耐用年数のところですが、ちょっと聞きづらかったんですけれども、もう一度お願いします

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 除雪車両の耐用年数は、4年となっております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子さん

○6番（久保えみ子君） すみません。1回に質問すればよかったんですけれども、ドーザが4台あるということですので、村にはそれを操作する人はいるんでしょうか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） お答えいたします。

現在、村の方で除雪に対応している機械につきましては、乗用が9台、手押しが1台の10台で対応してございます。運転手につきましては、常時7名。あとは、随時大雪が降った場合には臨時として3名が対応してございますので、除雪ドーザを運転している運転手につきましては、4名確保しているものでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第19、議案第19号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫君

○5番(中村國夫君) それでは、電子黒板の購入について、お伺いをさせていただきます。

先ほども、いろいろお伺いしておりますけれども、今回の入札に参加された業者は何社ございましたか、お願いいたします。

それから、二つ目は、参加業者は県内だけだったのかどうか、お願いしたいと思います。

それから、三つ目は、この電子黒板というのは、耐用年数はどのぐらい見ているのかお伺いいたします。

そして、四つ目は、今回、25台購入されておりますけれども、これの入札価格といえますか、その状況について、お知らせをいただきたいと思います。

○議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 今回、参加した業者ですけれども、県内業者の中で、電子計算機器類の指名願いを村の方に出している業者3社が入札に参加をいたしております。

耐用年数でございますけれども、パソコンとか、電子精密機器は5年というふうになっているところでございます。

それから入札価格ですけれども、ご覧の議案書の取得価格になっておりますが、契約率は83.85%という結果でございました。以上でございます。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 19 号を採決いたします。  
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、  
原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 20 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 20、議案第 20 号「令和 3 年度九戸村一般会計補正  
予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 質疑といたしますか、歳出のところの 5 ページなんですけれども、庁舎入口案内板製作設置業務委託料 20 万 9,000 円ですけれども、この中に、「エレベーターがここにありますよ」という案内板も付けると、伺ったような気がしますが、この間、高齢者の方々が 3 人、階段の手すりにやって、やっと途中まで上がって来て「これじゃあ、役場に來れないな」という話をしている人がいらっしやいました。

それで、「下にエレベーターがまっすぐ駐車場からあるんですよ」と言ったんですけども、よく見たらエレベーターがあるのかどうか分からない状態でしたので、総務課の方にもお願いをしましたけれども。

それで、その表示ですけれども、できるだけ大きく分かりやすい表示にしてもらいたいという、質問ではないんですけれども、意見として申し述べておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） できるだけ分かりやすく、皆さんにご案内できるように努めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

11 番、桂川俊明君

○11 番（桂川俊明君） 5 ページの 14 節の工事請負費、先日、クリーンエネルギーで街灯の件ですけれども、細屋地区に 6 基設置ということで、その設置場所、個

所と。あと、太陽光であれば電気代がかからないと思うんですけども、その維持管理費、これは聞くと県との絡みがあるみたいですけども、そういうところが村として今後発生していくのか。発生すれば、その金額等あれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 6カ所につきましては、今、村の方で考えておりますのは、大平の停留所、それから集会施設がありますので、そこと。あとは主要地方道への取り付け道路のところを考えております。

あと、維持費ということですけども、耐用年数は10年ということですので、今後状況を見ながら修繕費等計上しながら管理してまいりたいと思っております。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 維持管理費は、どのぐらい掛かるか出ていないみたいですが、今後、電気料が掛からないで、そんな維持管理費が掛からないのであれば、商店街、あるいは、戸田地区で言えば、結構、自治会でも電気代が街灯に掛かっているわけですけども、それらも含めて検討していったらどうかという、これは県との絡みもあるんですが、そこのところをちょっと確認したいんですが、今後の予定等あれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） 今回、整備するところは、去年、ナインズミーティングを九戸中学校でやったんですが、その場で中学生から要望があった所です。それで、企業局でしたか。企業局の、財源が何か調べてくださいというふうに指示したんですよ。

そして、県の企業局で、そういうふうな事業があるということで、それではそれを導入しましょうということで、まず企業局の考えもあって、あそこは車の通りが多いと。つまりPRになると、企業局側も。ということで、今回、あそこになったわけですけども、それを全村にどうかということになりますと、企業局の補助金の枠もあつたりしますから、できるだけ導入を進めたいとは思っていますが、自治会で今ご負担なさっているものとの兼ね合いもあるわけですから、そこはいろいろとご協議申し上げながら決めていきたいというふうに思っております。

いずれ、導入できるのであれば、やっていきたい。ただ、高いんです。高いものなので、なかなか数をいっぱいというわけには、すぐにはいかないと思いますけれども、いずれご相談申し上げながら導入してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 20 号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 20 号「令和 3 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)」は、  
原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 21 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 21、議案第 21 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険  
特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 21 号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 21 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。
- 

◎委員会の閉会中の継続審査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 22、「委員会の閉会中の継続審査の件について」  
を議題といたします。  
令和 3 年請願第 1 号について、産業民生常任委員長から、目下、委員会におい  
て審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしま  
した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。  
お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 23、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました村内外の教育施設等の視察調査並びに総務教育常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 24、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに産業民生常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 25、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました議会広報紙の発行及び公聴に関する事務並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 26、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和 3 年第 2 回九戸村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 51 分）